

業務指示書

カメルーン国品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月28日 12時 まで ✓

問合せ先：調達部 契約第二課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月3日 までに機構ホームページ上に行います。 ✓

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(副総括)については補強を認めません。 ✓

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。 ✓

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：中小企業振興に係る各種業務 ✓

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。✓

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。✓

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／BDS提供制度構築（大都市部））】 ✓

- 1) 類似業務の経験：中小企業振興に係る各種業務 ✓
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全途上国での業務の経験 ✓
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語 ✓

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 BDS提供制度構築（地方部）】 ✓

- 1) 類似業務の経験：中小企業振興に係る各種業務 ✓
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全途上国での業務の経験 ✓
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語 ✓
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経営管理】

- 1) 類似業務の経験：経営管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月14日 / 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

・カウンターパート研修（本邦研修）にかかる経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XAF11 = 0.19543 円 , US\$1 = 112.201 円 , EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月20日(木) 16:00～18:00 (日本時間)

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）本部 209会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (~~http://jica-webex.com/~~)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/BDS提供制度構築（大都市部）
BDS提供制度構築（地方部）
経営管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

61.33 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月15日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

カメルーン国品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／BDS提供制度構築（大都市部）	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： BDS提供制度構築（地方部）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 経営管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

カメルーン共和国（以下、「カメルーン」）は石油、天然ガス、鉄鉱石をはじめ様々な天然資源に恵まれ、またサブサハラアフリカの中では雨量も多いことから、木材やカカオの輸出が活発である。また比較的安定した政情、中部アフリカのゲートウェイとなる地理的優位性、また大型公共投資による内需拡大等から、2013年以降は5%台の成長率を維持しており、2018年以降も3~4%台を基調に推移すると予測されている（世銀、2018年）。

カメルーンには第3次産業を中心に約10万の企業が存在し、経済・雇用の両面において重要な役割を果たしている。同国で登録されている企業のうち99%が中小零細企業に分類されるが、起業2年目までの廃業率は57%に達しており（カメルーン中小企業振興庁へのヒアリング）、ビジネス開発サービス（BDS）提供の強化によりこれら企業の持続性を高め、雇用の安定化、また経済競争力の向上を図る必要がある。

これを受けカメルーン政府は、2013年4月の大統領令により、中小企業・社会経済・手工業省（以下、「MINPMEESA」）の傘下に中小企業支援の実施機関として中小企業振興庁（以下、「APME」）を設立している。APMEは①コンサルティングを中心としたBDSの提供とインキュベーション支援、②中小企業情報のデータベース構築、③企業登録の窓口であるワン・ストップ・ショップと投資（事業拡張）支援窓口を主な機能として、2015年末より人員配置が開始され、2018年11月の時点で、ヤウンデ本部に46人、ドゥアラ支部に4人、その他地方に35人の職員が在籍しており、さらに36人の新規採用が予定されている。

JICAはこれまでMINPMEESAと「カメルーン中小企業振興マスタープラン作成計画」（2007~2009年）や「中小企業振興政策支援アドバイザー」（2010年~2013年）を通じた協力を実施しており、これら協力に基づきAPMEが設立された経緯がある。その後2015年からはAPMEとの協力を開始し、2015年9月から2017年9月にかけては開発計画調査型技術協力「中小企業品質・生産性向上（カイゼン）プロジェクト」を実施している。同プロジェクトでは、カイゼンに重点をおいたBDSを担う現地コンサルタントの育成や、企業へのカイゼンの導入を目標として、①BDS提供戦略の策定、②BDS提供ガイドラインの策定、③BDSを提供する現地コンサルタント育成プログラムの策定が達成された。このうちBDS提供戦略においては、2017年から2026年までに5,000社の中小企業に対してBDSを提供することが戦略目標とされているが、同目標実現のためには多様なニーズに対して量・質両面で対応できるよう、基礎的なカイゼン研修の面的広がりを目指すことに加え、大都市の中堅企業を中心に高度なサービスを導入できるような体制の構築が必要となっている。

かかる背景から、本プロジェクトの実施につき2016年8月にカメルーン政府から日本政府に対して要請がなされ、2017年2月に採択された。JICAはこれを受け2017年7月に詳細計画策定調査を実施し、同年12月に本プロジェクトの実施にかかる討議議事録（Record of Discussions: R/D）をカメルーン政府と締結した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト

(2) 上位目標

カイゼンを中心とする BDS の提供により、カメルーン国内の中小企業が振興される。

(3) プロジェクト目標

カメルーン国内におけるカイゼンを中心とする BDS 提供システムが強化される。

(4) 期待される成果

- ① 現地で BDS 提供を担うコンサルタントを研修・育成する体制が強化される。
- ② より多くの中小企業にカイゼンを中心とした BDS を提供するための方法、体制が整備される。
- ③ BDS 提供に重点をおいた中小企業振興政策が促進される

(5) 活動の概要

【コンサルタント研修及び育成体制の強化】

- 1-1 先行案件のコンサルタント育成研修の結果や教訓を分析する
- 1-2 基礎編及びアドバンス編研修の、実習を含む研修コンテンツをレビューし作成する（研修の分類の考え方については5. (2)を参照）
- 1-3 ヤウンデ、ドゥアラ及び他のパイロット都市での基礎編研修実施計画を検討し、OJT 企業の選定や受講者の募集を行う
- 1-4 ヤウンデ、ドゥアラ及び他のパイロット都市での基礎編研修を実施する
- 1-5 ヤウンデ、ドゥアラでのアドバンス編研修実施計画を検討し、OJT 企業の選定、受講者の募集を行う
- 1-6 アドバンス編研修のトレーナー研修（TOT）とコンサルタント育成研修を実施する
- 1-7 アドバンス編研修実施結果をレビューし、研修コンテンツ・実施計画の改訂を行う
- 1-8 研修を受けたコンサルタントを対象としたモニタリングシステムを構築する
- 1-9 BDS コンサルタントの評価・認定システムを構築する

【BDS 提供システムの構築】

- 2-1 パイロット都市における中小企業の BDS ニーズ及び他の BDS 提供に必要な情報に関する調査を実施する
- 2-2 カウンターパート（BDS ユニットのスタッフ）及びプロジェクトサイトの BDS センター長の人員配置を含む、パイロット都市における BDS 提供計画を検討する
- 2-3 BDS 提供ガイドラインをレビューする
- 2-4 BDS の提供を受けた中小企業のモニタリングやフォローアップに関し、指標の設定を含めた仕組みづくりを行う
- 2-5 BDS コンサルタントと企業の間でのマッチングのために、研修を受けたコンサルタントのデータベースを整備する

- 2-6 中小企業振興に関係するドナーや金融機関との連携を推進する
- 2-7 APME の本部及び地方の BDS センター、MINPMEESA の州事務所の職員向けに、BDS 提供能力強化のための研修を実施する
- 2-8 BDS 推進のための広報活動を実施する

【政策提言の推進】

- 3-1 BDS 提供戦略をレビューする
- 3-2 BDS により著しい効果をあげた中小企業を対象とした表彰セレモニーを実施する
- 3-3 BDS 提供の結果を金融機関、経済団体、政策決定者に共有する
- 3-4 中小企業振興政策にカイゼン、BDS の重要性や推進の方針が記載されるよう、政策決定者の理解促進に取り組む
- 3-5 「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の推進に寄与する

(6) 対象地域

ヤウンデ、ドゥアラに加え、地方の「パイロット都市」3 都市程度（西部州バフサム等を想定。対象とする地方都市の考え方については「5. 実施方針及び留意事項」(1)及び(4)のとおり。)

(7) 関係官庁・機関

① 中小企業・社会経済・手工業省

(Ministère des PME, de l'Economie Sociale et de l'Artisanat: MINPMEESA) : フォーマル、インフォーマル双方の中小企業の育成を使命としている。

② 中小企業振興庁 (Agence de Promotion des PME : APME) :

MINPMEESA 傘下の組織で、法人登録窓口の設置、企業へのビジネス開発サービス提供、中小企業情報のデータベース構築を実施している。

中小企業向けの BDS は、APME 内の「BDS ユニット」が担っている。

プロジェクトの実施に際しては、MINPMEESA の Division des Etudes, des Projets et de la Prospective (計画・調整やドナー連携を担う課) と、APME の BDS ユニットが主なカウンターパート (C/P) と想定される。

3. 業務の目的

「品質・生産性向上 (カイゼン) 推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 12 月 15 日に当機構がカメルーン政府関係機関と締結した R/D に基づいて実施される「品質・生産性向上 (カイゼン) 推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) BDS 提供システムの構築

本プロジェクトは、上述の「BDS 提供戦略」の推進のため、全国的な BDS 提供システムを構築・強化することを目標としている。BDS の普及展開に際しては、先行案件の成果や、本プロジェクトで実施する都市部及び地方での研修の実施をふまえ、官民の役割・費用分担を含めた最も効率的な方法を検討し、体制の整備を進めること。なお検討に際しては、「受益企業側の支払い可能額」と「サービス提供コスト」に乖離があり、政府予算のみでの対応が困難なことを前提とすること。

(2) コンサルタント研修の多様化及び育成体制の強化

BDS 提供システムの強化のためには、BDS 提供を担う現地コンサルタントの育成や、人材育成体制の構築が必要となる。先行案件では、基礎的なカイゼンの実施でも業績改善や生産性向上といった効果が見られる例が多く、これを面的に拡大することで大きな経済的インパクトが期待できる。

一方ヤウンデやドゥアラといった大都市部においては、財務やマーケティング、ビジネスプランニング、総合的品質管理（TQM）、標準業務手順書（SOP）、IE（Industrial Engineering）といったより多様かつ高度なサービスへのニーズがあることから、本プロジェクトでは前者を「基礎編」、後者を「アドバンス編」としてより高度なサービス提供のための体制整備も行うこととする。「アドバンス編」の具体的なサービス内容については、後述の「カイゼンハンドブック」を参考にしつつ、途上国人材で普及可能かつ成果が見込まれるサービスの在り方を検討のうえ、策定すること。

(3) 政策提言の推進

本プロジェクト実施期間中に、カメルーンの貧困削減戦略文書（PRSP）にあたる「成長及び雇用に関する戦略文書」（DSCE）対象期間が終了し、後継文書が策定される予定であるとともに、それに紐づく分野別の戦略が策定・施行される見込みである。本プロジェクトを通じて得られた知見は適時に政策決定者に共有、または政策策定の場で発信し、BDS 普及展開の主流化や政府のコミットメントの醸成を図ること。

(4) 安全対策をふまえた地方展開

本プロジェクトでは、全国展開を想定し、地方部にパイロット都市を設定し BDS 提供の体制構築を図る。2017 年 12 月に締結された R/D では、パイロット都市として、北西州（バメンダ）・西部州（バフサム）・南西州（リンベ）が挙げられているが、北西州と南西州では「英語圏危機」が広がり、外国人が被害に遭うなど、治安が悪化している。このため、当面は JICA 関係者（本案件の業務従事者を含む）の北西州と南西州への渡航は想定せず、西部州のバフサム以外に協力対象とするパイロット都市については、先方政府や当機構と相談して決定することとする。

(5) アフリカ・カイゼン・イニシアティブ

2016 年 8 月、ケニアのナイロビにて開催された第 6 回 TICAD（アフリカ開発会議）において、安倍首相はカイゼンをアフリカ中に広めることを宣言している。

これを受け JICA は 2017 年 4 月、南アフリカにて NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）と「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」に関する合意文書（Letter of Agreement : LOA）に署名した。

本イニシアティブは、上述の安倍首相の宣言を実現するもので、1) 産業化と経済構造転換の促進、2) Decent Work と雇用の創出、3) 競争力のあるイノベーター的な人材開発 を基本方針とし、2027 年までの 10 年間に 1) 政策レベルでの啓発、2) Center of Excellence の整備、3) カイゼン活動の標準化、4) ネットワーク化によるカイゼンを通じたアフリカ産業の振興 を目指すこととしている。

カメルーンは同イニシアティブ推進にあたり中西部アフリカ地域の拠点と位置付けられることから、プロジェクト期間中には関連する以下の活動を中心に、同イニシアティブの推進に貢献し、得られた知見をプロジェクト活動に還元すること。

① アフリカカイゼン年次会合

カイゼンに関するプロジェクトが実施中の国（エチオピア、ガーナ、カメルーン、ケニア、ザンビア、タンザニア、チュニジア、南アフリカ）の関係者やドナー、有識者が参加し、知見を共有することを目的に開催している。これまでエチオピア（2016 年）、ケニア（2017 年）、南アフリカ（2018 年）、チュニジア（2019 年予定）で開催しており、今後も毎年アフリカ地域の関係国にて開催予定。

※ カイゼン年次会合への参加（C/P 含む）に係る経費については、2019 年度～2022 年度の 4 回分、各回 100 万円、計 400 万円を見積書（本見積）に計上してください。

② アフリカカイゼンアワード

カイゼン普及展開のための活動の一環として、上述の年次会合と同時に大陸レベルでの「カイゼンアワード」の開催を計画中である。第 1 回は 2019 年 6 月にチュニジアでのカイゼン年次会合に合わせて開催予定で、すでに関係各国に参加企業の選出を依頼している。今後も毎年の開催を想定していることから、プロジェクトでは国内での企業選出や会合への参加を促進し、結果を 6. <成果 3 関連>(2) 関連イベントの実施の活動に反映させる。

③ カイゼンハンドブック

「3) カイゼン活動の標準化」の一環として、JICA は 2017 年から 2018 年にかけてプロジェクト研究「アフリカ地域 カイゼン支援に係る標準アプローチ策定調査」を実施し、「カイゼンハンドブック」を作成した。ハンドブックにはカイゼン普及・促進を担う実務担当者にとってのガイドラインとなることを想定し、カイゼンの普及・展開の方法、カイゼン人材を育成するための標準的カリキュラム、研修内容、資格制度、また、効果を測定するための指標等を纏めていることから、プロジェクトにおけるカリキュラム開発や普及展開のための制度を検討する際に活用すること。

(6) Platform for Innovative Business

JICA が 2017 年度に実施した「アフリカ地域中小企業・起業家支援に係る基礎情報収集・確認調査」では、アフリカ地域では起業または事業拡大のためにリスクを取り投資をしようとする企業の多くが、資金アクセスの問題に直面することが確認されている。

これを受け JICA は現在、「Platform for Innovative Business」の開始を検討している。これは多様な官民・国内外のステークホルダーとともに、これまでのカイゼンに関する支援の実績を基盤としつつ、企業の成長に不可欠なファイナンスの統合、更には起業促進やあらたな技術の活用を推進することで、「非連続的なイノベーション」を実現することを目指すものである。

本プロジェクトにおいても、将来的なプラットフォーム形成を見据えつつ、BDS 提供の一環として、起業促進やビジネス提案書作成の支援、金融機関との連携を通じカイゼンを実施する企業への優遇審査など、起業や投資を促進させる体制づくりを検討・推進すること。

(7) インパクト評価

JICA は現在、カイゼンの効果や仕組みを定量的に分析し、結果を国際的に発信することを目的に、ランダム化比較試験（RCT）によるカイゼンのインパクト評価の実施を検討している。本プロジェクトについても、インパクト評価の実施にあたり JICA がベースデータの収集等を行う場合は、企業選定等についてプロジェクトの枠組みを活用した協力を検討し、実施すること。

(8) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

6. 業務の内容

<成果 1~3 共通事項>

(1) ベースライン調査・インパクト評価の実施

プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するため、PDM 上の指標を必要に応じて修正し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。

またプロジェクト活動のなかで BDS を提供する企業（パイロット企業）について、BDS 提供結果のインパクトをモニタリング・評価するために必要となる基礎情報を収集し、指標を検討するとともに、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握し、その変化を定期的に調査する。

本調査の実施、また指標の設定に際しては、「5. 実施方針及び留意事項」(7) のとおり、結果がインパクト評価に活用されることも想定し、インパクト評価や、企業の生産性に関する定量分析を行う研究者等の助言を踏まえること。

(2) カウンターパート研修

本業務では、カウンターパート研修として、プロジェクト関係者を対象とした本邦研修を包括して実施する。包括される業務内容については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に定める「実施業務」を原則とする。研修は協力期間中2回実施することを想定しており、各回8名程度を対象とすることを想定する。内容は中小企業振興のための政府（中央及び地方）の実施体制、民間セクターとの連携に関する講義や、BDSサービスを受ける企業の視察等を通じ、カメルーン国内における関連活動を促進することを目的とする。特に成果2及び成果3への貢献を想定し、次官などハイクラスの関係者を参加させることも検討すること。

(3) 情報共有のための会議の開催

多様なステークホルダーとプロジェクトの進捗にかかる情報を共有するため、JCCを含む関係者の情報共有会議を定期的で開催する。（プロジェクト期間中10回程度を想定）

<成果1関連>

(1) コンサルタント研修のためのコンテンツ作成

先行案件のコンサルタント育成研修の結果や教訓を分析し、研修カリキュラムを策定する。策定に際しては以下の点に留意すること。

- ① 先行案件では、育成された現地コンサルタントの過半が公募を通じて選出された民間コンサルタントである。本プロジェクトにおいても、現地コンサルタント研修の対象者は官民両方から選出し、特に後述<成果2関連>のBDS提供システムの構築に際しては、民間コンサルタントの活用を前提とした体制を検討すること。
- ② 「5. 実施方針及び留意事項」(2)のとおり、カリキュラムは企業のニーズに合わせた人材育成ができるよう、基礎編とアドバンス編に分けるなど多様化を図ること。
- ③ 研修は座学及び企業での実習を含むこと。
- ④ アドバンス編の研修カリキュラムには、研修受講者が将来的に現地コンサルタントの育成ができるよう、トレーナー研修も含むこと。
- ⑤ 研修内容は、「カイゼンハンドブック」を参照しつつ、先行案件で実施されたカイゼンを中心に、より広範なサービス提供も想定し、経営管理に関する科目も含めること。
- ⑥ 現地民間コンサルタントによる受講が想定されること、また予算措置の観点から、短期間・低予算での実施を追求すること。

(2) コンサルタント研修の実施

策定されたカリキュラムをもとに、OJT先の企業、受講者の募集を行い、研修を実施する。研修実施に際しては以下の点に留意すること。

- ① OJT先の企業や受講者の募集に際しては、先行案件にて策定された「BDS提供ガイドライン」を参考にすること。
- ② アドバンス編の研修受講者は、基礎編受講者のうちの成績優秀者など、個別の条件で選定すること。

- ③ アドバンス編の研修については、ヤウンデとドゥアラでの実施を基本とする。
- ④ 基礎編はヤウンデ、ドゥアラに加え、C/P と合意したパイロット都市で実施する。
- ⑤ パイロット都市の選定に際しては、5. (4)にあるとおり、安全対策の観点に加え、都市の経済規模や、ヤウンデ及びドゥアラからの移動効率性も考慮して検討すること。
- ⑥ コンサルタント研修は、基礎編、アドバンス編合わせて 15 回程度実施し、C/P とのレビューを踏まえてカリキュラムや業務フローに反映させること。

(3) コンサルタントのモニタリングシステムの構築

研修を受けたコンサルタントのサービスの質を維持する趣旨で、以下の点を踏まえてコンサルタントの認定や評価のための制度を構築する。

- ① 研修を受けたコンサルタントについて、研修受講時の評価や、企業への BDS サービス提供実績を含めたデータベースを整備し、各コンサルタントの能力把握や、企業とのマッチングに活用する。
- ② コンサルタントの認定については、サービスの普及展開促進のため、経済団体への周知を行うなど、知名度向上も意識すること。
- ③ コンサルタントの評価システムは、BDS サービスを受けた企業からの評価も反映させる。C/P の実施体制に鑑み、厳格性・緻密性は柔軟に検討すること。

<成果 2 関連>

(1) 対象地域における中小企業の BDS ニーズ調査

ヤウンデ、ドゥアラに加え、パイロット都市において、企業や経済団体、(あれば) MINPMEESA や APME の地方事務所などを対象に、BDS 提供に必要な情報(パイロット都市の産業・企業の動向、中小企業のニーズ、BDS サービスへの支払意欲、現地コンサルタント候補の状況、BDS サービス提供に必要なと思われる費用等)に関する調査を実施する。調査結果は報告書に取りまとめ、関係者と共有のうえ研修カリキュラムや BDS 提供体制の検討に活用する。

(2) パイロット都市における BDS 提供体制と計画の検討

BDS ニーズ調査や、5.(1)及び「6.<成果 1 関連>(2)コンサルタント研修の実施」をもとに、パイロット都市における BDS 提供体制(①必要な業務、②ヤウンデにある本部との業務分担、③必要な人員体制、④提供するサービス内容、⑤サービス提供者と育成方法、⑥資金メカニズム(料金体系や必要な政府予算など)、⑦企業と現地コンサルタントのマッチング方法などを検討する。また検討結果に合わせて「BDS 提供ガイドライン」や研修カリキュラムを改訂する。

(3) BDS の提供を受けた企業のモニタリング及びフォローアップシステムの構築

政策提言の推進、企業への広報、インパクト評価への活用を想定し、BDS を提供する企業へのモニタリングやフォローアップシステムを構築する。構築に際しては、取得する指標や頻度、フォローアップのタイミングや方法、それぞれの実施方法や必要な人員・予算についても検討し、結果を「BDS 提供ガイドライン」の改訂に反映する。またモニタリングやフォローアップ結果はデータベース化し、

優良事例や教訓として広報やコンサルタント育成に活用する。

(4) 関連ドナー及び金融機関との連携推進

フランス開発庁 (AFD) やドイツ国際協力公社 (GIZ)、国連開発計画 (UNDP)、世界銀行など、中小企業振興の協力を行っているドナーとの連携を推進し、各機関の事業や資金を通じて BDS 提供を行うなど、効率的なサービス提供を図る。またその前提として、これらのドナーをはじめ、中小企業能力強化や競争力強化に従事しているドナーの支援戦略やその内容等を調査、把握する。

金融機関との連携については、企業の金融アクセス改善を目的として実施する。具体的には、BDS 提供を受け、効果の出ている企業を優良融資先として金融機関に紹介するなどが考えられるが、5.(6)に記載のとおり、国内外の様々な組織との連携可能性を検討すること。またドナー連携含め、連携に際しての協議や取り決めの締結は C/P とともに実施し、能力強化を図ること。

(5) C/P 向けの現地国内研修の実施

地方を含む C/P 向けに、BDS 提供能力強化のための研修を実施する。研修内容は、コンサルタント研修や BDS 提供システムの構築を踏まえて改訂された BDS 提供ガイドラインをもとに、座学・OJT を織り交ぜたかたちでの実施を基本とする。

(6) 広報活動の実施

企業側のニーズ喚起、政策決定者へのアピールを想定し、広報活動を実施する。ターゲットや活用するメディアは C/P と相談の上決定しつつ、経済団体と連携したセミナー、政府系メディアの活用、日本企業との連携など、戦略性の高い方法を検討すること。また取り上げる事例についても、カメルーンの重点産業や日本を含む海外企業との取引等、PR 性の高い事例の発掘を心がけること。

<成果 3 関連>

(1) BDS 提供戦略のレビューと改訂

先行案件にて策定された「BDS 提供戦略」について、プロジェクト活動をふまえて改訂を行い、MINPMEESA 及び APME での承認を得る。改訂に際しては、実施体制や必要経費の精緻化、戦略オプシオンの具体化を行うこと。

(2) 関連イベントの実施

BDS により著しい効果をあげた中小企業については、セレモニーでの表彰や、モデル企業認定などをして、BDS 導入を検討する企業の関心喚起を図る。また成果発表など各種イベントについては、上述<成果 2 関連>(6)広報活動の実施と同様、政策決定者や経済団体、金融業界や有識者の参加も促進し、成果の共有や BDS 普及展開のための連携推進の場としても活用すること。なお優良企業の表彰については、上述の「アフリカカイゼンアワード」と連動して実施すること。

(3) 中小企業振興政策にかかる政策提言

上述のとおり、本プロジェクト実施期間中に、カメルーンの貧困削減戦略文書

(PRSP) にあたる「成長及び雇用に関する戦略文書」(DSCE) 対象期間が終了し、後継文書が策定される予定であるとともに、それに紐づく分野別の戦略が策定・施行される見込みである。プロジェクトの進捗や成果については、定期的に政策決定者に共有するとともに、関連政策文書の策定状況を把握し、適時に政策提言として発信すること。

(4) アフリカ・カイゼン・イニシアティブの推進

上述のとおり、JICA は NEPAD との LOA に基づき、アフリカ・カイゼン・イニシアティブを推進している。同イニシアティブの枠組みで、毎年「アフリカカイゼン年次会合」及び「アフリカカイゼンアワード」が開催予定であることから、開催通知があった際は必要に応じてハイレベルの C/P の参加も検討すること。

また同イニシアティブの活動計画には Center of Excellence としての機能発揮・強化が挙げられており、拠点となる国は近隣国へのカイゼンの普及展開を担うことが期待されていることから、拠点化についての C/P の意向を確認する。また拠点化への移行が確認された場合は、具体化のための助言等を行う。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
ワーク・プラン、定期モニタリングシート I 及び II	業務開始から約 3 ヶ月後	英文・仏文：各 5 部
定期モニタリングシート Summary、I 及び II	業務開始から半年ごと	英文・仏文：各 5 部
業務進捗報告書	業務開始から 1 年ごと	和文：3 部
プロジェクト事業完了報告書 (案)	事業終了 6 か月前	和文：3 部 英文・仏文：各 10 部 CD-R：3 枚
プロジェクト事業完了報告書	契約終了前 (2023 年 1 月下旬頃を想定)	和文：3 部 英文・仏文：各 10 部 CD-R：3 枚

定期モニタリングシート及び事業完了報告書の様式は JICA ウェブサイトの「各種マニュアル・様式」

(<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>) より入手すること。プロジェクト業務完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント

等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
なお、各報告書の記載項目（案）は、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ① BDS ニーズ調査結果
- ② 改訂後 BDS 提供戦略
- ③ 改訂後 BDS 提供ガイドライン
- ④ 研修教材
- ⑤ 6. <成果 2 関連>(3)の活動を通じて整備された BDS 提供を受けた企業データベース
- ⑥ 6. <成果 1 関連>(3)の活動を通じて整備された BDS コンサルタントデータベース

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務従事者の従事計画／実績表

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

業務は2019年1月下旬～2023年3月下旬にかけて実施する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

約122.67M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ① 総括／BDS提供制度構築（大都市部）（2号）
- ② BDS提供制度構築（地方部）（3号）
- ③ 経営管理（3号）
- ④ 品質・生産性向上
- ⑤ 評価・モニタリング
- ⑥ 広報・組織間連携強化
- ⑦ 研修計画

(3) 通訳の備上

必要に応じ現地での英語—フランス語通訳の備上を可とする。

（通訳備上に必要な費用は見積書（本見積）に計上してください。）

3. 対象国の便宜供与

2017年12月15日に署名されたR/Dに基づく。

4. 参考資料

(1) 配布資料

- ① 本プロジェクトのR/D
- ② 案件概要表
- ③ 「カメルーン共和国 中小企業品質・生産性向上（カイゼン）プロジェクト」最終報告書（2017年9月）
- ④ 「カメルーン国 中小企業振興政策支援アドバイザー 専門家業務完了報告書」（2013年2月）
- ⑤ 「アフリカ地域 中小企業・起業家支援に係る基礎情報収集・確認調査」ファイナルレポート（2018年8月）
- ⑥ 「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」に関するLOA

(2) ウェブ公開資料

本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで開催されている。

① カメルーン国中小企業振興マスタープラン策定調査最終報告書（2009 年 1 月）
http://open_jicareport.jica.go.jp/280/280/280_505_11919503.html

② カイゼンハンドブック

https://www.jica.go.jp/topics/2018/20180531_01.html

（記事の下に本文リンクあり）

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを可能とする。（本件再委託に必要な費用は、見積書（本見積）に計上してください。）

・ 都市部・地方部における BDS ニーズ調査・分析

（第 2 6. 業務の内容 <成果 2 関連>

(1) 対象地域における中小企業の BDS ニーズ調査 参照)

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所や在カメルーン日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、JICA カメルーン事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載し、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（2014 年 10 月）（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に

速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以 上